

＜2025 年度＞

第 78 回福島県総合スポーツ大会ゴルフ競技兼
第 52 回東北総合スポーツ大会福島県派遣選手選考会兼
第 79 回国民スポーツ大会福島県派遣選手選考会競技規定

主 催 : (公財) 福島県スポーツ協会・福島県・福島県教育委員会
主 管 : 福島県ゴルフ連盟
〒960-8032 福島県福島市陣場町 9-36 三角ビル 2F
TEL : 024-528-8633 ・ FAX : 024-531-5670
開 催 日 : 2025 年 4 月 24 日 (木)
開催場所 : 棚倉田舎倶楽部
〒963-6122 東白川郡棚倉町大字仁公儀字川原田 286
TEL : 0247-33-3193 ・ FAX : 0247-33-3196

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 18 ホール・ストロークプレー
4. タイの決定 : 18 ホールを終わり 1 位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。
1 位以外のタイの場合は、マッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
5. クラブと球 : 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに記載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。
このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。
例外-1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
: 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。
現行のゴルフ規則への適合性がテストされたフェアウェイウッド、ハイブリッド、アイアン、ウェッジの用具データベースは RandA.org で閲覧できる。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
: 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
ストロークを行うときに使用する球は、R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。このリストは定期的に更新され RandA.org で閲覧できる。
このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰：失格
: 46 インチを超える長さのクラブの制限：ローカルルールひな型 G-10 を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き 46 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
こうした長さの仕様に適合しないクラブを持ち運んでいるだけで、そのクラブでストロークを行っていないのであれば、このローカルルールに基づく罰はない。
6. 移動 : 正規のラウンド中、プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車してはならない。
但し、委員会が認めた場合や事後承認された場合を除く。
ローカルルールの違反の罰：「ローカルルールひな型 G-6」を適用する。
7. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。
このローカルルールの違反の罰：「ローカルルールひな型 H-1.1」を適用する。

8. 競技終了時点 : 競技委員長が成績表を確認し、福島県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもって終了したものとみなす。
9. 種別 : 成年男子（平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた者）
女 子（中学 3 年生を含む平成 23 年 4 月 1 日以前に生まれた者）
少年男子（中学 3 年生を含む平成 23 年 4 月 1 日以前に生まれた者から平成 19 年 4 月 2 日以後に生まれた者）
10. 参加資格 : (1)「成年男子」
JGA 競技者登録（J-sys 登録者）された県内在住の福島県ゴルフ連盟加盟クラブ所属会員、同福島県ゴルフ連盟体協部会登録会員及び JGA 競技者登録（J-sys 登録者）された県内在住の JGA プレミアム会員
(2)「少年男子・同女子」
JGA 競技者登録（J-sys 登録者）された福島県ゴルフ連盟加盟クラブ所属会員、同福島県ゴルフ連盟体協部会登録会員及び同 JGA ジュニア会員で、当年度開催の「第 65 回福島県ジュニアゴルフ大会」の上位者として、県ゴルフ連盟ジュニア委員会が推薦する者とする。
(3)「女子」
JGA 競技者登録（J-sys 登録者）された県内在住の福島県ゴルフ連盟加盟クラブ所属会員、同福島県ゴルフ連盟体協部会登録会員及び JGA 競技者登録（J-sys 登録者）された県内在住の JGA プレミアム会員
(注)
・現にアマチュア資格を有する者であること。
・参加選手は他県の国民スポーツ大会と重複エントリーができない。
・参加選手は、暴力団並びに暴力的不法行為を行う恐れのない者とする。
11. 参加人員の制限 : 参加申込者は 160 名までとする。
12. 表彰 : 各種別優勝者、準優勝者及び第 3 位を表彰する。
13. 資格付与等 : (1) 国民スポーツ大会派遣候補選手
成年男子の部及び女子（少年女子 1 名を含む）の部上位入賞者 6 名に、第 79 回国民スポーツ大会・ゴルフ競技（以下「国スポ大会」）福島県派遣候補選手の資格を付与する。権利を辞退した場合は、順次次位の者を繰り上げて資格付与する。
(注) JGA 通達「国スポ大会予選会参加免除資格」を有する選手に該当する場合は、当該選手を優先して選出する。
(2) 国スポ大会派遣選手選出
国スポ大会参加申込み締切りまでに、同国スポ大会派遣候補選手 6 名を対象とした選考委員会を開催し、同委員会決定により同国スポ大会派遣選手 3 名を選出する。なお、当該派遣選手選出に際し、当該競技及び当期開催の福島県（東北）アマチュアゴルフ選手権競技、同東北女子アマチュアゴルフ選手権競技、同福島県（東北）ジュニアゴルフ選手権競技における成績等により総合的に判断して、各競技派遣選手（各 3 名）を選出する。
(3) 東北総合スポーツ大会派遣選手（少年男子のみ該当項）
少年男子の部、上位入賞者 6 名を第 51 回東北総合スポーツ大会・ゴルフ競技（以下「東北スポ大会」）福島県派遣候補選手とし、選考委員会を開催して当該競技及び当期開催の福島県ジュニアゴルフ選手権競技成績を統合した順位並び合宿状況により同東北スポ大会派遣選手（3 名）を選出する。
14. 参加申込み : (1) 加盟クラブ会員の参加希望者
所属クラブに参加料を添えて申込むこと。
申込みを受けた所属クラブは、東北ゴルフ連盟ホームページから申込むこと。
アドレス : <http://www.tga.gr.jp>
(2) 加盟クラブ会員以外の参加希望者
所定の申込書により、直接、福島県ゴルフ連盟に申し込むこと。
FAX : 024(531)5670

15. 申込開始日 : 2025 年 3 月 24 日 (月) 午前 10 時から申込を受け付ける。
16. 申込締切日 : 2025 年 4 月 8 日 (火) 午後 5 時必着
* 締切り後の申込は理由の如何を問わず受け付けない。
17. 欠席届 : 参加選手は、選手本人が開催日前日までに、開催クラブ支配人及び連盟事務局宛て FAX にて届出ること。
18. 参加料 : (成年男子)、(女子)、(少年男子) 各 4,000 円
(注) ・プレー代は参加者各自負担とする。
・参加料は申込締切日までに指定口座に振込むこと。
振込先：東邦銀行南福島支店
普通口座 № 487189 福島県ゴルフ連盟体協部会
* 申込締切前に出場を辞退した場合、参加料は返金するが、申込締切後の出場辞退は参加料を返金しない。
19. 指定練習日 : 4 月 7 日(月)・4 月 15 日(火)・4 月 23 日(水)の 3 日間に限り会員並扱いとする。
(予め開催クラブに予約すること)
20. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、福島県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報に次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
(1) 当該競技(以下「県総体」と称する)の参加資格の審査
(2) 県総体の開催及び運営に関する業務
これには、①参加者に対する競技関係書類の発送、②県総体の開催に際し、県総体関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属(所属クラブ、学生の場合、学校名及び学年)その他選手紹介情報並びに県総体の競技結果の公表を含む。
(3) この申込による参加者の個人情報とその県総体における競技結果の記録の保存、並びに県総体終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表
(4) 各種感染症拡大防止に関連し、所轄保健所及び医療機関等への住所、氏名、電話番号等の公表
21. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本県総体競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは福島県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかる競技者の肖像権(収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利)を福島県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
22. 服装規定など : プレーヤーは参加にあたり、主催者や開催コースより、服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと。

福島県ゴルフ連盟 競技委員会